

令和6年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ番号
議案第110号	専決処分の承認を求めることについて	3
議案第111号	令和6年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	5
議案第112号	令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	6
議案第113号	令和6年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第114号	令和6年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	8
議案第115号	令和6年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	9
議案第116号	令和6年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	10
議案第117号	令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)	11
議案第118号	令和6年度三豊市集落排水事業会計補正予算(第2号)	12
議案第119号	三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	13
議案第120号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について	30
議案第121号	三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例の一部改正について	33
議案第122号	三豊市少年育成センター条例の一部改正について	35
議案第123号	香川県中部ボートレース事業組合同規約の一部変更について	37
議案第124号	工事請負契約の締結について(令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設新築工事(建築))	38
議案第125号	工事請負契約の締結について(令和6年度 三豊市造船所跡地多目的広場整備工事)	39
議案第126号	工事請負契約の締結について(令和6年度 三豊市文化会館マーガレットホール特定天井改修その他工事)	40
議案第127号	指定管理者の指定について(三豊市栗島海洋記念公園)	41

議案番号	件名	ページ 番号
議案第128号	指定管理者の指定について(三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設・三豊市高瀬町産地形成促進施設)	42
議案第129号	指定管理者の指定について(三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場)	43
議案第130号	指定管理者の指定について(三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設)	44
議案第131号	指定管理者の指定について(三豊市山本町産地直売所)	45
議案第132号	指定管理者の指定について(三豊市詫間町紫雲出山遺跡館)	46
議案第133号	損害賠償の額を定めること及び和解について	47
議案第134号	和解について	49
議案第135号	損害賠償の額を定めることについて(三豊市浄化槽整備推進事業)	51
議案第136号	損害賠償の額を定めることについて(三豊市集落排水事業)	52
議案第137号	三豊市名誉市民の決定について	53

議案第 1 1 0 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 専決処分書

令和6年度三豊市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 1 号

令和 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 2 号

令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 3 号

令和 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 4 号

令和 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 5 号

令和 6 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 6 号

令和 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 7 号

令和 6 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 8 号

令和 6 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 9 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「41万5,600円」を「41万6,600円」に改める。

第26条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の68.75」の次に「とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を加える。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の51.25」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額 円							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000

8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000

46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	

84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,700	398,500	
95		299,700	347,800	387,300	398,800	
96		300,100	348,200	387,900	399,000	
97		300,300	348,400	388,600	399,200	
98		300,600	348,800	389,200	399,500	
99		301,000	349,200	389,800	399,800	
100		301,400	349,500	390,400	400,000	
101		301,600	349,800	391,100	400,200	
102		301,900	350,200	391,700		
103		302,200	350,600	392,300		
104		302,500	351,000	392,900		
105		302,700	351,500	393,600		
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200	

26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400

	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	

41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	

	86		294,100	330,400	351,200		
	87		294,300	330,600	351,500		
	88		294,500	330,900	351,800		
	89		294,900	331,300	352,200		
	90		295,100	331,700	352,500		
	91		295,300	332,000	352,800		
	92		295,500	332,300	353,100		
	93		295,900	332,600	353,500		
	94		296,100	332,800	353,800		
	95		296,300	333,200	354,100		
	96		296,600	333,500	354,400		
	97		296,900	333,700	354,700		
	98		297,100	334,000	355,100		
	99		297,300	334,300	355,500		
	100		297,600	334,600	355,900		
	101		297,900	334,800	356,400		
	102		298,100	335,100	356,800		
	103		298,300	335,400	357,200		
	104		298,600	335,600	357,600		
	105		298,900	335,800	358,100		
	106			336,000	358,500		
	107			336,400	358,900		
	108			336,600	359,300		
	109			336,800	359,800		
	110			337,200	360,200		
	111			337,600	360,600		
	112			338,000	361,000		
	113			338,200	361,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700

7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900

54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,800	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,600	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	400,000	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,500	

100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,900
101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,300
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			

	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の

105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の70」に改める。

(三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000 円
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の170」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」」を加える。

第9条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額
1級	192,000 円
2級	219,500
3級	260,000
4級	279,700
5級	294,900
6級	320,600
7級	362,700
8級	396,200

第4条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」、

「100分の127.5」とあるのは「100分の180」を「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第120号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例

(三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

(三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改める。

第4条 三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 1 号

三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例の一部改正について

三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例の一部を改正する条例

三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例（平成18年三豊市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育及び文化の振興に寄与するとともに」を削る。

第3条第1項の表生涯学習研修施設ふれあいパークみのの項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 コスモランドみの（遊具・広場）の定休日は、水曜日とする。

別表第1中

生涯学習研修施設ふれあいパークみの	三豊市三野町 大見乙地内	を	物産館	三豊市三野町 大見乙地内	に改める。
物産館					

別表第2 浴室の項、宿泊室の項、研修室の項及び研修ホールの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第122号

三豊市少年育成センター条例の一部改正について

三豊市少年育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市少年育成センター条例の一部を改正する条例

三豊市少年育成センター条例（平成18年三豊市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市豊中町本山甲160番地1」を「三豊市高瀬町下勝間2373番地1」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第123号

### 香川県中部ボートレース事業組合同規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川県中部ボートレース事業組合同規約（昭和43年香川県告示第18号）の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

### 香川県中部ボートレース事業組合同規約の一部を変更する規約

香川県中部ボートレース事業組合同規約（昭和43年香川県告示第18号）の一部を次のように変更する。

「組合長」を「管理者」に、「副組合長」を「副管理者」に改める。

第5条中「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第124号

工事請負契約の締結について（令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設新築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設新築工事（建築）  |
| 2 | 工事の場所  | 三豊市詫間町松崎地内   |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 475,200,000円   |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間300番地1<br>富士・神詫特定建設工事共同企業体<br>代表者 富士建設株式会社 代表取締役 眞鍋 有紀子 |

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第125号

工事請負契約の締結について（令和6年度 三豊市造船所跡地多目的広場整備工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 令和6年度 三豊市造船所跡地多目的広場整備工事  |
| 2 | 工事の場所  | 三豊市詫間町詫間地内   |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 341,880,000円   |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間2112番地111<br>三宅・森・山下特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社三宅工務店 代表取締役 三宅 勝 |

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第126号

工事請負契約の締結について（令和6年度 三豊市文化会館マーガレットホール特定天井改修その他工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 令和6年度 三豊市文化会館マーガレットホール特定天井改修その他工事)
- 2 工事の場所 三豊市詫間町詫間地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 649,000,000円
- 5 契約の相手方 香川県三豊市詫間町詫間300番地1  
富士・神詫特定建設工事共同企業体  
代表者 富士建設株式会社 代表取締役 眞鍋 有紀子

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第127号

指定管理者の指定について（三豊市栗島海洋記念公園）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市栗島海洋記念公園
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町栗島1418番地2、1617番地1、  
1541番地2、1537番地、1541番地及び1569  
番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町松崎1743番地1
- (2) 名 称 本気モード瀬戸内マリン
- (3) 代表者 代表団体 株式会社本気モード 代表取締役 樋口 憲一

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

## 議案第128号

指定管理者の指定について（三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設・三豊市高瀬町産地形成促進施設）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

### 1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設及び三豊市高瀬町産地形成促進施設
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町上高瀬768番地1及び769番地2

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県高松市朝日新町17番15号
- (2) 名 称 株式会社創裕
- (3) 代表者 代表取締役 川北 祐一郎

### 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 2 9 号

指定管理者の指定について（三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場
- (2) 位 置 香川県三豊市仁尾町仁尾丁 1 3 2 3 番地 4、丁 1 2 9 8 番地、  
丁 1 3 1 1 番地 1 及び丁 1 3 1 1 番地 2

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号
- (2) 名 称 株式会社ユニマットプレシヤス
- (3) 代表者 代表取締役 高橋 洋二

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第130号

指定管理者の指定について（三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設
- (2) 位 置 香川県三豊市三野町大見乙地内

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県坂出市西大浜北二丁目1番11号
- (2) 名 称 株式会社サクセス
- (3) 代表者 代表取締役 和泉 享

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 3 1 号

指定管理者の指定について（三豊市山本町産地直売所）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市山本町産地直売所
- (2) 位 置 香川県三豊市山本町神田 3 5 4 9 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市山本町神田 3 5 4 9 番地 1
- (2) 名 称 特定非営利活動法人 山本ふれあい市の会
- (3) 代表者 理事長 白川 清秀

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第132号

指定管理者の指定について（三豊市詫間町紫雲出山遺跡館）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市詫間町紫雲出山遺跡館
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町大浜乙451番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町松崎1642番地2
- (2) 名 称 一般社団法人 三豊市観光交流局
- (3) 代表者 会長 樋口 憲一

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

## 議案第 1 3 3 号

### 損害賠償の額を定めること及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定めること及び和解することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 事故発生日時

令和 6 年 5 月 2 8 日（火） 正午頃

#### 2 事故発生場所

三豊市仁尾町仁尾地内

#### 3 事故の概要

上記の日時及び場所において、大雨により三豊市仁尾町を流れる田井川が増水し、河口に香川県が設置している大北水門の副ゲートが自動で開門せず、同水門の操作受託者である市の初動対応に遅れも有った。

このことに伴い、河川の水を海に流下させることができなかった結果、近隣において床上浸水 3 棟、床下浸水 9 棟等が発生し、1 5 名に損害が生じた。

#### 4 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
市内在住 A	6, 7 1 1, 2 8 3 円
県内在住 B	
市内在住 C	
市内在住 D	
市内在住 E	
市内在住 F	
市内在住 G	
市内在住 H	

市内在住 I	
市内在住 J	
市内在住 K	
市内在住 L	
市内在住 M	
市内在住 N	
市内在住 O	

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 議案第134号

### 和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 事故発生日時

令和6年5月28日（火） 正午頃

#### 2 事故発生場所

三豊市仁尾町仁尾地内

#### 3 事故の概要

上記の日時及び場所において、大雨により三豊市仁尾町を流れる田井川が増水し、河口に香川県が設置している大北水門の副ゲートが自動で開門せず、同水門の操作受託者である市の初動対応に遅れも有った。

このことに伴い、河川の水を海に流下させることができなかった結果、近隣において床上浸水3棟、床下浸水9棟等が発生し、15名に損害が生じた。

#### 4 和解の相手方

香川県

#### 5 和解の内容

- (1) 香川県及び市は、被災住民への本件損害の賠償に関し、誠意をもって協力するものとする。
- (2) 市は、被災住民の本件損害の内容を調査し、香川県及び市は、被災住民と本件損害の解決に向け交渉するものとする。
- (3) 被災住民に対する本件に伴う損害賠償額は、「三豊市仁尾町大北水門周辺の水害に伴う損害賠償要領」及び「三豊市仁尾町大北水門周辺の水害に伴う損害賠償算定基準」に基づき確定し、本件と法律上相当の因果関係が認めら

れる範囲内で行うものとする。

- (4) 本件損害の賠償は、香川県及び市が連帯して行うものとし、本件損害に係る被災住民への賠償の額 4 5 2 万 4 , 6 1 0 円及び応急復旧等のために要した費用 2 1 8 万 6 , 6 7 3 円、その総額 6 7 1 万 1 , 2 8 3 円を縣市折半で負担する。また、折半することにより発生する 1 円未満の端数については香川県が負担する。
- (5) 被災住民への支払は、香川県が行うものとする。
- (6) 市は、損害賠償の総額のうち、3 3 5 万 5 , 6 4 1 円を香川県に支払うものとする。
- (7) 香川県は、市が負担した応急復旧等に要した額 2 1 8 万 6 , 6 7 3 円を市に支払うものとする。
- (8) 香川県及び市は、本件に関し、(1)から(7)までに定めるもののほか、縣市間に一切の債権債務がないことを確認する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 議案第 1 3 5 号

### 損害賠償の額を定めることについて（三豊市浄化槽整備推進事業）

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 事故の概要

令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業の確定申告に係る消費税及び地方消費税の納付書発行依頼が遅れたことに伴い、支払期限を経過したことから延滞税 1, 5 0 0 円が発生した。

#### 2 損害賠償の相手方

- (1) 所在地 香川県観音寺市坂本町六丁目 2 番 7 号
- (2) 名 称 観音寺税務署
- (3) 代表者 署長 今川 恭子

#### 3 損害賠償の額

1, 5 0 0 円

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 議案第 1 3 6 号

### 損害賠償の額を定めることについて（三豊市集落排水事業）

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 事故の概要

令和 5 年度三豊市集落排水事業の確定申告に係る消費税及び地方消費税の納付書発行依頼が遅れたことに伴い、支払期限を経過したことから延滞税 4, 2 0 0 円が発生した。

#### 2 損害賠償の相手方

- (1) 所在地 香川県観音寺市坂本町六丁目 2 番 7 号
- (2) 名 称 観音寺税務署
- (3) 代表者 署長 今川 恭子

#### 3 損害賠償の額

4, 2 0 0 円

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 3 7 号

三豊市名誉市民の決定について

次のとおり三豊市名誉市民を決定することについて、三豊市名誉市民条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	埼玉県所沢市
氏 名	小川 秀興

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史